



保医発0811第1号

令和3年8月11日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和3年厚生労働省告示第308号）が令和3年8月11日に告示され、同年8月12日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月23日付け保医発0323第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「010155 運動ニューロン疾患等」を別紙のとおり改める。

2. 改正の概要について

「010155 運動ニューロン疾患等」のうち手術・処置等2の3に「リスジプラム」を追加する。

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		病態等分類			年齢、出生時体重等				手術				手術・処置等1				手術・処置等2				定義副傷病				重症度等							
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	対応コード	フラグ	病態区分	コード	フラグ	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	対応コード	フラグ	重症度等					
01	0155	運動ニューロン疾患等	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12\$							99 99 手術なし 97 97 手術あり					1 1		胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、K664 腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)		3 4		3 4		3 4		スニネルセンナトリウム オナセムノゲン アベ バルボペク リスジプラム エダラボシ 中心静脈注射 人工呼吸							0 0		リハビリなし 1 1 リハビリあり